

# お知らせします 平成20年度の財政健全化判断比率など

平成19年度決算から、地方公共団体は健全化判断比率、公営企業においては資金不足比率の公表が義務付けられています。健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上の場合は財政再生計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は経営健全化計画をそれ

ぞれ策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。

本市の状況は下表のとおり。いずれも基準を下回っています。今後もさらに数値が改善されるよう、一層の財政の健全化を図ります。

問い合わせは 財政課 ☎898-6542

## 健全化判断比率表

(単位:%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	13.2	130.7
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

\*平成20年度の健全化判断比率は、5月5日に前橋市と旧富士見村が合併したため、両市村の数値を合わせて算定。

## 資金不足比率表

●前橋市分 (単位:%)

区分	水道事業会計	下水道事業会計	農業共済事業会計	農業集落排水事業特別会計
平成20年度	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	各20.0			

●旧富士見村分 (単位:%)

区分	水道事業会計	農業共済事業特別会計	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
平成20年度	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	各20.0			

## 用語解説

●**実質赤字比率**…一般会計などの実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

- 一般会計など…一般会計と簡易水道事業等特別会計
- 標準財政規模…地方公共団体の標準的な一般財源を示すもので、平成20年度決算は前橋市と旧富士見村の合算

●**連結実質赤字比率**…全会計の実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

●**実質公債費比率**…一般会計などの公債費（借入金の返済額）だけでなく、公営企業会計などの公債費に充てるための繰出金などを含めた実質的な公債費が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

●**将来負担比率**…一般会計などが抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

●**実質的な負債**…一般会計などの地方債現在高、公営企業債のうち一般会計などからの負担見込額、一般会計などが負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社などの負担見込額など

●**資金不足比率**…各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標。

市長と一緒に昼食を取りながら対談する「ランチタイムミーティング」。12月から来年2月開催分の参加団体を募集します。日ごろの皆さんの活動や本市のまちづくりなどについて、市長と語り合いませんか。

日時 ①12月22日(火) ②来年1月28日(休) ③来年2月24日(水)、正午～午後1時

会場 市役所12階市民ロビー

対象 市内在住・在勤・在学で5～10人程度の団体・グループ、各1組(抽選)

費用 1人500円程度(実費)

申し込み 12月11日(金)(必着)までにハガキで。参加希望日・団体名・参加人数・団体のプロフィール・代表者の住所・氏名・電話番号・市長と話したい主なテーマを明記し、市役所秘書課(☎内線3403)へ

## ランチタイムに 市長と楽しく語ろう



和やかな雰囲気



前女生の迫力あるステージ



源氏物語の世界に浸る



得意の曲を披露

## 愛されて2周年 中央公民館で記念イベントを開催

中央公民館が前橋プラザ元気21に開館して2周年。これを記念して、利用団体によるイベントを開催します。

イベント名・日時=右表のとおり

会場=前橋プラザ元気21

対象=一般、先着各400人

申し込み=12月1日(火)から土日曜・祝日を除く執務時間内に、前橋プラザ元気21内中央公民館(☎210-2199)で整理券を配布

イベント名	日時
前女高音楽部 特別公演ミュージカル 「鎮魂華 Flowers of Requiem」プレ公演	12月12日(土) 午後4時
朗読 源氏物語 「物語と詩でつづる千年の恋」	12月19日(土) 午後1時
明寿大学・明寿大学同窓会 学習発表会(カラオケ大会)	12月26日(土) 午前10時

## 医療と介護の負担を軽減 該当者は申請を

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6249  
介護高齢課 ☎898-6157

本年度から高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました。これは、同一の世帯において医療保険と介護保険の自己負担額の合計が自己負担限度額(右表のとおり)を超える場合に、その超えた金額を支給するもの。対象期間は昨年4月1日からことし7月31日までです。7月31日現在の国民健康保険(国保)加入者のうち、対象となる人には11月下旬から郵送で通知しますので、次のとおり申請を。国保以外の医療保険に加入している人は、加入している医療保険者に問い合わせてください。

**用意する物**=国民健康保険証、介護保険証、印鑑、通帳など世帯主の口座番号が分かる物、対象期間内に転入した人や国保以外に加入していた人は自己負担額証明書

**申し込み**=所定の申請書に記入し、市役所国民健康保険課が各支所へ直接

	年間の自己負担限度額	
	国民健康保険と介護保険の合計額	
	70歳～74歳の人	70歳未満の人
現役並み所得者*1 上位所得者*2	89万円(67万円)	168万円(126万円)
一般*3	75万円(56万円)	89万円(67万円)
低所得者*4	II	41万円(31万円)
	I	25万円(19万円)
		45万円(34万円)

※( )内は来年以降の額。

- \*1 70歳以上の人で負担割合が3割。
- \*2 70歳未満の人で世帯員全員の合計所得が600万円以上。
- \*3 \*1、\*2、\*4以外の世帯。
- \*4 ①70歳以上の人で<II>世帯員全員が市民税非課税<I>世帯員全員が市民税非課税かつ世帯員全員の所得が各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯。②70歳未満の人で世帯員全員が市民税非課税。